

特別加入の給付基礎日額の変更を検討されている方へのご案内

翌年度の給付基礎日額の変更を希望する場合は、前年度中に事前申請が必要です！

- ◆給付基礎日額変更の事前申請とは、労災保険に特別加入している人に翌年度適用される給付基礎日額を変更するための申請を年度末(3月)に行うことをいいます。
- ◆給付基礎日額の変更は、「年度更新」の時期(4月～5月)にも行うことができますが、令和5年4月1日から申告書提出日(令和5年7月10日)までの間に万が一被災された場合には、令和5年度は給付基礎日額を変更することができません。

令和5年4月1日から給付基礎日額の変更を希望する方は『労働者災害補償保険 給付基礎日額変更申請書(特別加入)』に事業所の押印と変更希望者の日額をご記入の上、当協会までご郵送下さい。令和5年3月10日消印有効とさせていただきます。

申請用紙は当協会のホームページからダウンロード出来ます。<https://roudoufukushi.com>
ご不明な点、ご相談は当協会スタッフまでお気軽にお問合せ下さい。

《厚生労働省パンフレットより抜粋》

例1) 平成24年3月18日から31日までの間に、平成24年度の給付基礎日額を10,000円から12,000円に変更を申請

→平成24年度に災害が発生した場合、給付基礎日額12,000円に基づいて給付されます。



例2) 平成24年の年度更新期間中に、平成24年度の給付基礎日額を10,000円から12,000円に変更を申請

→原則、平成24年4月1日にさかのぼって給付基礎日額を変更

- ◆注1 申請前に災害が発生していた場合は、そのあとで給付基礎日額の変更を申請しても承認されません。この場合、平成24年度内に発生した災害に対する保険給付は全て、給付基礎日額10,000円に基づいて支払われます。



- ◆注2 申請後に災害が発生した場合は、給付基礎日額12,000円に基づいて給付されます。

